

三重県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成19年2月1日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日三重県指令政策第17-868号）第4条に規定する事務を処理するため、事務局を置く。

(職員)

第2条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。